

横浜市市民活動支援センター自主事業の検証について (令和元年度事業報告)

1 趣旨

横浜市市民活動支援センター事業要綱第8条第2項の規定により、横浜市市民活動支援センター事業は、市民公益活動を取り巻く状況の変化や市民ニーズを良く捉え、必要かつ効果的な事業を行うため、実施した事業の検証を行うこととなっています。

今回（第4期第4回）の横浜市市民協働推進委員会では、事業の検証にあたり、事務局から令和元年度事業報告について説明及び質疑応答により評価をお願いします。

2 対象団体

特定非営利活動法人アクションポート横浜

3 市民協働推進委員会における報告状況（令和元年度）

開催時期	内 容
令和元年 7月	<p>○令和元年度事業継続について審議。</p> <p>事務局から、令和元年度事業計画（案）について説明及び質疑応答。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度の補助金交付額を90万円とする（予算額は180万円）。 ・継続の条件について <p>ハンドブックの作成等、事業成果を形にすること</p>
9月	<p>○中間報告</p> <p>事業実施団体から事業経過について報告し、団体間及び部会委員との間での意見交換等</p>
令和2年 3月	<p>○令和元年度事業について事業報告及び事業評価</p> <p>事務局から、令和元年度事業報告について説明及び質疑応答</p> <p>※委員会は質疑応答の内容を踏まえ、事業評価報告書を作成</p>

4 事業評価

事業報告及び質疑応答の内容を踏まえ、「横浜市市民活動支援センター事業評価基準」（【資料2-3】）に基づき、事業評価をお願いします。

5 関連規程

(1) 横浜市市民活動支援センター事業要綱（第8条第2項）

本事業の実施にあたっては、市民公益活動を取り巻く状況の変化や市民ニーズを良く捉え、必要かつ効果的な事業を行うため、定期的に検証を行うものとする。

(2) 横浜市市民活動支援センター事業の検証に関する取扱要領

(第4条) 事業の検証は、委員会が、別に定める「横浜市市民活動支援センター評価基準」に基づき行うものとする。

2 検証にあたっては、事業実施主体から提出される事業提案書及び事業報告書に基づき行うものとする。
なお必要に応じて、事業実施主体からの説明及び事業実施主体に対するヒアリングを行うものとする。

(第5条) 委員会は、検証結果等について、横浜市に対し報告を行うものとする。

2 横浜市は、報告を受けた内容の概要について、事業実施主体に対し通知を行うとともに、市民に対する公表を行うものとする。

3 横浜市は検証の結果を受け、必要に応じて改善に向けた協議を事業実施主体と行うものとする。